

## 非公募理由について

### 1 施設

岐阜市／生涯学習／女性／センター  
(岐阜市橋本町一丁目 10 番地 23)

### 2 根拠法令

岐阜市／生涯学習／女性／センター条例施行規則第 3 条の 2 第 1 項

### 3 非公募理由

岐阜市／生涯学習／女性／センター（以下「センター」という。）は、市民の生涯学習の推進と男女共同参画社会の実現を図ることを目的に設置されたものである。その運営に際しては、条例第 4 条に定められた、

- ・生涯学習活動の推進、ボランティア等市民活動の支援
- ・女性の自立及び男女共同参画の推進
- ・市民芸術文化の振興

等に関する広範で高度な専門的知識、技術のノウハウを有することが必要であり、岐阜市指定管理者制度基本方針 1. (3). ②. (ア). (b) に基づき、非公募により選定するものである。